**ベトナム**

**2011年度税関規定**

**家財道具**

荷送人は、家財道具が到着する前にベトナムに到着している必要があり、ベトナムの企業の社員、又は組織の一員として登録されている必要があります。

外国人外交官のみ家財道具を無税で輸入できます。UN職員やNGO職員も無税で輸入できますが、ベトナム政府がそれを認めていることを記している覚書 (MOU)が必要です。

その他の方は、輸入に税金がかかります。基本的に税金が課せられるのは、大型電化製品です。

通関手続きに次の書類が必要です：

 1. パスポート（コピー）

 2. ビザ（コピー）

 3. 黄色の入国申請書（原本）

 4. 登録されている企業/組織が税関に宛てた手紙（原本）（JVKが通関手続きを行うことを許可すると書かれたもの。署名と印が押されている必要があります。荷物到着前までに用意ないと滞船料を支払わなくてはならなくなります。）

黄色の入国申請書で別送荷物がないことを申告してください。

電化製品のブランド、モデル、シリアルナンバーをパッキングリストに記載してください。

本、CD、DVD、その他のディスク類は、全てまとめてパックしてください。

全ての荷物は税関と文化部の審査を通ります。審査にはJKVのスタッフが立ち会います。

アンティーク品は、輸入時に文化部に申告しないと、ベトナム製品の場合、再輸出される恐れがあります。

全てのパッケージに荷送人の氏名（パスポートに記載されている通り）を必ず書いてください。そうしないと到着が遅れる可能性があります。